

**半島地域・過疎地域に係る  
県税の不均一課税、課税免除の手引き**



**(令和6年6月)  
静岡県**

## 制度の概要

静岡県では、次の場合に事業税（法人(所得割のみ)・個人）、不動産取得税、県固定資産税（大規模償却資産）について、課税の特例（不均一課税又は課税免除）を設けています。

※この場合の課税の特例を、以下、「不均一課税等」と呼びます。

※**外形標準課税（付加価値割、資本割）、収入割及び特別法人事業税は、対象となりません。**

### 【対象者】

- ・半島 静岡県半島振興対策実施地域内（ただし、静岡県過疎地域に該当する地域を除く）で、適用の対象となる期間（※1）に、  
製造業・旅館業・情報サービス業等・農林水産物等販売業の設備を**新增設**した者
- ・過疎 静岡県過疎地域内で、適用の対象となる期間（※1）に、  
製造業・旅館業・情報サービス業等・農林水産物等販売業の設備を**取得等**（※2）した者、  
又は畜産業・水産業を行う個人

※1 R3. 3. 31 以前に完了した設備投資に関しては、改正前の旧制度を適用（経過措置）。

※2 従来の新增設に加え、建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。ただし、資本金等の規模が5,000万円超の事業者については、新增設に限る。

## 不均一課税等の対象地域

### ●半島 静岡県半島振興対策実施地域（根拠法：半島振興法）

※静岡県過疎地域に該当する地域を除く。ただし、令和4年度までに適用された場合は経過措置あり。

対象地域	市町計画の期間 (産業振興促進計画)	適用対象期間
東伊豆町	R4. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	R7. 3. 31 まで

### ●過疎 静岡県過疎地域（根拠法：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）

対象地域	市町計画の期間 (過疎地域持続的 発展計画)	適用対象期間
下田市	R3. 4. 1 から	R9. 3. 31 まで
河津町		
南伊豆町	下田市、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町、 河津町、伊豆市、 川根本町は、 R8. 3. 31 まで	
松崎町		
西伊豆町		
沼津市（旧戸田村のみ）		
伊豆市	沼津市、島田市、 浜松市は、 R9. 3. 31 まで	
島田市（旧川根町のみ）		
川根本町		
浜松市（旧春野町、旧龍山村、 旧佐久間町、旧水窪町のみ）		

※ 過疎地域の指定

河津町 : R3.4.1  
伊豆市 : 旧土肥町 H12.4.1、他 R3.4.1  
下田市 : H29.4.1  
その他市町: H12.4.1

※ 過疎地域の指定除外

沼津市、島田市、浜松市の各市内の一部  
過疎地域は R3.3.31 に過疎指定から除外されたが、  
経過措置で R9.3.31 までは過疎地域と同様の扱い。

# 不均一課税等の内容

## ●不均一課税（半島）

区分	要件			事業税 (所得割のみ)		不動産取得税		県固定資産税 (大規模償却資産)
	対象とする業種	減価償却資産の取得価額の要件	青色申告の要否	不均一課税する期間	不均一課税額	対象となる不動産	不均一課税額	
半島振興対策実施地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●製造業</li> <li>●旅館業 (下宿営業、風俗関連営業に該当する事業を除く。)</li> <li>●情報サービス業等<sup>※1</sup></li> <li>●農林水産物等販売業<sup>※2</sup></li> </ul>	<b>【別表1】のとおり</b>  ※その他、P1の対象者を参照	要	3年間	下記(A)の計算のとおり	〔建物〕 設備に係る工場用建物等 〔土地〕 取得後1年以内に工場用建物等の建設に着工した場合の敷地で直接製造等の用に供する建物の水平投影部分	対象部分の課税標準額×税率×1/10 (軽減額9/10)	〔軽減期間〕 3年間 〔不均一課税額〕 対象部分の課税標準額×税率× 【初年度】1/10 (軽減額9/10) 【第2年度】1/4 (軽減額3/4) 【第3年度】1/2 (軽減額1/2)

※1 情報サービス業等とは①情報サービス業、②有線放送業、③インターネット付随サービス業、④コールセンター等に係る事業を指します。

※2 農林水産物等販売業とは、半島振興対策実施地域内において生産された農林水産物（当該農林水産物を原料等にした加工品等を含む。）を、店舗において主に当該地域以外の地域の者に販売する事業を指します。

### 【別表1】

資本金の額等	取得価額の下限額（新增設）	
	製造業 旅館業	情報サービス業等 農林水産物等販売業
1,000万円以下・個人	500万円以上	500万円以上
1,000万円超 5,000万円以下	1,000万円以上	
5,000万円超	2,000万円以上	

※対象資産について市町の産業振興促進計画に適合している旨の市町発行の確認書が必要です。

※補助金を活用して設備を新增設した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象（圧縮記帳後）。

### (A) 事業税の軽減税額（不均一課税）

#### 【初年度】

法人：当該事業年度の所得金額	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数}}{\text{県内の従業者数}}$	×	税率	×	$\frac{1}{2}$
個人：当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数}}{\text{県内の従業者数}}$	×	税率	×	$\frac{1}{2}$

#### 【第2年度】

法人：当該事業年度の所得金額	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数}}{\text{県内の従業者数}}$	×	税率	×	$\frac{1}{4}$
個人：当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数}}{\text{県内の従業者数}}$	×	税率	×	$\frac{1}{4}$

#### 【第3年度】

法人：当該事業年度の所得金額	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数}}{\text{県内の従業者数}}$	×	税率	×	$\frac{1}{8}$
個人：当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数}}{\text{県内の従業者数}}$	×	税率	×	$\frac{1}{8}$

●課税免除（過疎）

区分	要件			事業税 (所得割のみ)		不動産取得税		県固定資産税 (大規模償却資産)
	対象となる事業	減価償却資産の取得価額の要件	青色申告の要否	課税免除する期間	課税免除額	対象となる不動産	課税免除額	
過疎地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●製造業</li> <li>●旅館業 (下宿営業、風俗関連営業に該当する事業を除く。)</li> <li>●情報サービス業等<sup>※1</sup></li> <li>●農林水産物等販売業<sup>※2</sup></li> </ul>	<p>【別表2】のとおりに ※その他、P1の対象者を参照</p>	要	3年間	下記(B)の計算のとおりに	<p>〔建物〕 設備に係る工場用建物等</p> <p>〔土地〕 取得後1年以内に工場用建物等の建設に着手した場合の敷地で直接製造等の用に供する建物の水平投影部分</p>	対象部分の課税標準額 × 税率	<p>〔免除期間〕 3年間</p> <p>〔免除額〕 対象部分の課税標準額 × 税率</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●畜産業</li> <li>●水産業</li> </ul>	—	否	5年間（個人事業税のみ） ※法人には適用なし 自家労力による労働日数が1/3を超え1/2以下の場合				

※1 情報サービス業等とは①情報サービス業、②有線放送業、③インターネット付随サービス業、④コールセンター等に係る事業を指します。

※2 農林水産物等販売業とは、産業振興促進区域内において生産された農林水産物（当該農林水産物を原料等にした加工品等を含む。）を、店舗において主に他の地域の者に販売する事業を指します。

【別表2】

資本金の額等	取得価額の下限額（取得等）	
	製造業 旅館業	情報サービス業等 農林水産物等販売業
5,000万円以下・個人	500万円以上	500万円以上
5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上	500万円以上
1億円超	2,000万円以上	

資本金の額等が5,000万円超の事業者については、新增設に限る。

※対象資産について市町の過疎地域持続的発展計画に適合している旨の市町発行の確認書が必要です。

※補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象（圧縮記帳後）。

(B) 事業税の免除税額（課税免除）

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{法人：当該事業年度の所得金額}} \times \boxed{\frac{\text{取得等した設備に直接従事する従業者数}}{\text{県内の従業者数}}} \times \boxed{\text{税率}} \\
 \\
 \boxed{\text{個人：当該年の所得金額}} \times \boxed{\frac{\text{取得等した設備に直接従事する従業者数}}{\text{県内の従業者数}}} \times \boxed{\text{税率}}
 \end{array}$$

●留意事項（共通）

※法人事業税の課税免除、不均一課税の対象は、所得割のみで外形標準課税の付加価値割と資本割については対象外です。また、免除等の税額を計算する場合、業種が非製造業であっても、事業所の数は考慮せず、所得金額を従業者数のみで按分して計算してください。

※新增設には、既存設備の取替えや更新を含みますが、この場合不均一課税等の対象となるのは、設備能力の増加分相当額となります。

## 不均一課税等の手続き

### ●提出書類

区 分	事業税の不均一課税等			不動産取得税 及び 県固定資産税の 不均一課税等
	法 人	個人 (製造業等)	個人 (畜産・水産業)	
不均一課税・課税免除に関する届出書	○	○	○	○
不均一課税等明細書	○	○	○	○
事業所の位置図	○	○	○	
償却資産の配置図	○	○		△
確定申告書の写し		○	○	△
青色申告決算書（減価償却計算書）の写し		○		△
法人税申告書別表1(1)の写し	○			△
法人税法施行規則別表16(1)(2)の写し (減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)、 特別償却限度額の計算に関する付表	○			△
固定資産台帳兼減価償却額明細書、計算表等	○	○		△
設備投資に係る補助金受入れ有無の申出書	○	○		△
事業報告書等事業内容のわかるもの	○			△
会社概要（パンフレット等）	○			△
新增設又は取得等した設備のパンフレット	○	○		△
当該事業所の年次別建設計画又は設備投資計画書	○	○		
定款の写し	○			
県内に有する事務所等に従事する従業者の数及び 新增設又は取得等した設備に係る従業者の数を 明らかにする書類	○	○		
建物の配置図、平面図（寸法の表示のあるもの）				○
家屋の建築請負契約書等、登記簿謄本の写し				○
(土地が対象の場合) 売買契約書の写し、登記事項証明書の写し				○

※△については、事業税と合わせて申請する場合は不要

※提出書類は正副各1部提出してください。(副本は正本の写しで結構です。)

(その他の添付書類)

○特別償却関係

- ・特別償却等（割増償却含む）を受け得る状態だが受けていない場合は、受けなかった理由書
- ・確定申告が済んでいない場合は、租税特別措置法第12条第4項（個人：半島・過疎）又は第45条第3項（法人：半島・過疎）の規定（特別償却等）の適用を受ける旨の書類

○分割法人…課税標準の分割に関する明細書の写し

○市町の確認書…対象資産について市町計画に適合している旨の市町発行の確認書

- ・特別償却等を受けている場合 → 確認書の写し
- ・特別償却等を受けていない場合 → 確認書の原本

(2年度以降の提出書類)

事業税及び県固定資産税の2年度以降の提出書類は、それぞれの届出書、不均一課税等明細書及び県内に有する事務所等に従事する従業者の数及び新增設又は取得等した設備に係る従業者の数を明らかにする書類を正副各一部提出してください。

●届出書の提出期限

不均一課税等の届出書は、不均一課税等の適用を受けようとする税の申告書とともに次の期限までに提出してください。不均一課税等の届出書の提出先は各税目の申告書の提出先と同じです。

区 分	提 出 期 限
法人事業税	法人事業税確定申告書の提出期限
個人事業税	個人事業税申告書の提出期限（通常は翌年の3月15日）
不動産取得税	当該不動産を取得した事業年（年度）に係る事業税申告書の提出期限（上記のとおり）
県固定資産税	固定資産税（償却資産）申告書の提出期限（1月31日まで）

※ 事業税については、新增設又は取得等の初年度申告税額が0円でも、届出書の提出が必要です。

※ 事業税及び県固定資産税については、不均一課税等を受ける年ごとに届出書の提出が必要です。

○「設備」とは

機械及び装置、建物及びその附属設備等の減価償却資産のうち、製造業、旅館業、情報サービス業等及び農林水産物等販売業の用に直接供されるものに限ります。

なお、設備を構成する減価償却資産は、原則として所得税又は法人税において租税特別措置法第12条第4項又は第45条第3項の規定による特別償却等の適用を受けたものであることを要します。（なお、特別償却等を受けていない場合は、受けていない旨の理由書が必要です。）

○「新增設又は取得等した設備に直接従事する従業者」とは

新規採用、配置転換等を問わず新增設又は取得等した設備による事業に直接従事する従業者をいいます。

従って、当該設備による事業に直接従事しない会社役員、事務職員、守衛等は除かれます。

なお、工場を新增設又は取得等した場合で、その工場内にある事務室等に従事する事務職員等は「新增設又は取得等した設備に直接従事する従業者」に含まれます。ただし営業の職員を除きます。

○従業者の算定方法

事業所ごと（新增設又は取得等した設備の存する事業所については、直接従事者とそれ以外の従事者に区分）に従業者の算定を行い、次に掲げる場合を除き事業年度の末日現在の従業者数によります。（資本金が1億円以上の法人の製造業を行う工場の従業者は1.5倍して算定します。）

① 事業年度の中で新設された場合（地方税法第72条の48第5項第1号）

$$\boxed{\text{事業年度の末日現在の従業者数}} \times \boxed{\frac{\text{新設又は取得等された日から事業年度の末日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}}$$

② 事業年度の途中で廃止された場合（地方税法第72条の48第5項第2号）

$$\boxed{\frac{\text{廃止された月の前月末日現在の従業者数}}{\text{事業年度の月数}}} \times \boxed{\text{廃止された日までの月数}}$$

③ 事業年度の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合・・・著しい変動がある場合（地方税法第72条の48第5項第3号）

$$\boxed{\frac{\text{事業年度の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{事業年度の月数}}}$$

○不均一課税等についての詳細はお近くの財務事務所にお問い合わせください。

名称	所在地	法人事業税	個人事業税	不 動 産 取 得 税 ( <u>評 価</u> )	不 動 産 取 得 税 ( <u>承 継</u> )	電話番号	所管区域
下田財務事務所	〒415-0016 下田市中 531-1 (下田総合庁舎 3F)	○	○	○	○	0558 (24) 法人 2014 個人 2014 不動産 2014	<u>下田市</u> 、 <u>東伊豆町</u> 、 <u>河津町</u> 、 <u>南伊豆町</u> 、 <u>松崎町</u> 、 <u>西伊豆町</u>
熱海財務事務所	〒413-8686 熱海市水口 13-15 (熱海総合庁舎 3F)	↓	○	-	-	0557 (82) 個人 9086	熱海市、伊東市
沼津財務事務所	〒410-8520 沼津市高島本町 1-3 (東部総合庁舎 5F)	○	○	○	○	055 (920) 法人 2029 個人 2030 不動産 2033	<u>沼津市</u> 、三島市、 <u>御殿場市</u> 、裾野市、 <u>伊豆市</u> 、伊豆の国市、 <u>函南町</u> 、清水町、長泉町、 <u>小山町</u>
富士財務事務所	〒416-8544 富士市本市場 441-1 (富士総合庁舎 3F)	↑	○	-	-	0545 (65) 個人 2127	富士宮市、富士市
静岡財務事務所	〒422-8630 静岡市駿河区有明町 2-20(静岡総合庁舎 3F)	○	○	○	-	054 (286) 法人 9160 個人 9161 不動産 9170	静岡市
藤枝財務事務所	〒426-8663 藤枝市瀬戸新屋 362-1 (藤枝総合庁舎 1F)	↑	○	↑	○	054 (644) 個人 9131 不動産 9132	<u>島田市</u> 、焼津市、藤枝市、 <u>牧之原市</u> 、吉田町、 <u>川根本町</u>
磐田財務事務所	〒438-0086 磐田市見付 3599-4 (中遠総合庁舎 2F)	↓	○	-	-	0538 (37) 個人 2221	磐田市、掛川市、袋井市、 <u>御前崎市</u> 、菊川市、森町
浜松財務事務所	〒430-0929 浜松市中央区中央 1-12-1 (浜松総合庁舎 1・2F)	○	○	○	○	053 (458) 法人 7141 個人 7142 不動産 7146	<u>浜松市</u> 、湖西市

※下線の引かれている市町は、不均一課税等の対象となる半島地域又は過疎地域が含まれている地域です。

(二重線は半島地域が存在する町、波線は過疎地域が存在する市町)

※不動産取得税(評価)は、規模の大きな建築物(工場等)を新築した場合です。

不動産取得税(承継)は不動産取得税(評価)に該当しない不動産を取得した場合となります。



不均一課税及び課税免除  
についてのお問い合わせは、  
最寄りの各財務事務所まで

○不均一課税及び課税免除制度の適用条件等に関する一覧（令和3年度改正後） ※令和3年3月31日以前の設備投資分は旧制度を適用（経過措置）

項目 区分	適用対象区域	適用対象期間	適用対象となる事業及び施設の種類の種類	適用対象税目			種類		租 特 法 特 別 償 却 の 有 無	課税免除及び不均一課税の判定要件		不均一課税等 措置の期間
				事業税 (所得割のみ)	不動産取得税	県固定資産税	課税免除	不均一		減価償却資産の 取得価額の要件	その他の要件	
半島 半島振興法	法第2条に基づき指定された半島振興対策実施地域	令和7年3月31日まで	(法人・個人) ・製造業 ・旅館業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業	○	○	○	-	○	○	【製造業又は旅館業】 → 500万円以上  ※法人で資本金の額等が1,000万円超、5,000万円以下 → 1,000万円以上  ※法人で資本金の額等が5,000万円超 → 2,000万円以上  【情報サービス業等、農林水産物等販売業】 → 500万円以上  いずれの業種も新增設部分に限る	<土地> 土地取得日の翌日以後1年以内に対象設備の建設着手が必要  ※土地取得日以前の着手は不可  <旅館業> 下宿営業、風俗関連営業に該当する事業は除く	事業税、 県固定資産税 → 3年間  不動産取得税 → 当該年度
過疎 過疎地域の持続的発展の支援に 関する特別措置法	法第2条に基づき指定された過疎地域	令和9年3月31日まで	(法人・個人) ・製造業 ・旅館業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業  (個人) ・畜産業 ・水産業	○	○	○	○	-	○	【製造業又は旅館業】 → 500万円以上  ※法人で資本金の額等が5,000万円超、1億円以下 → 1,000万円以上  ※法人で資本金の額等が1億円超 → 2,000万円以上  【情報サービス業等、農林水産物等販売業】 → 500万円以上  いずれの業種も、法人で資本金の額等が5,000万円超の場合は、 新增設部分に限る	<土地> 土地取得日の翌日以後1年以内に対象設備の建設着手が必要  ※土地取得日以前の着手は不可  <旅館業> 下宿営業、風俗関連営業に該当する事業は除く	事業税、 県固定資産税 → 3年間  不動産取得税 → 当該年度  個人事業税 (畜産業等) → 5年間